

内閣参質二一〇第六五号

令和四年十二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出環境省に設置が予定されるPFOS対策の専門家会議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出環境省に設置が予定されるP F O S対策の専門家会議に関する質問に対する答弁書

一について

ペルフルオロ（オクタン―スルホン酸）（以下「P F O S」という。）については、消化管から容易に体内に吸収されること及び肝臓、免疫系、甲状腺等への有害な影響の原因となり得ることが指摘されていると認識しているが、「人体にはどの程度の量や濃度でどのような影響を及ぼすのか」については、現時点において、必ずしも明らかでないと認識している。

引き続き、P F O Sの毒性評価に関する最新の科学的知見の収集に努めていく考えである。

二について

P F O S等に係る水環境の目標値等の設定に当たっては、御指摘の「専門家会議」において専門家による最新の科学的知見に基づく評価等を踏まえて予断を持たずに検討する必要があることから、現時点において、「あり得べき健康損害を想定」してどの程度「厳しい値を設定すべき」かについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、今後、同会議において、当該設定に向けた検討を進めていく考えである。

三について

御指摘の「専門家会議」は、P F O S等に係る水環境の目標値等及び国民への分かりやすい情報発信等に関する検討を行うために設置するものであるため、同会議において、P F O S等の個別具体的な検出状況を踏まえた発生源の分析を実施することは想定しておらず、御指摘の「汚染源との因果関係の調査」を行うことは考えていない。